

子育てをされている勤労者の方を対象に 当初5年間の貸付金利を0.2%引き下げる特例を 実施します！

子育てをされている勤労者の方が財形持家融資を利用しやすくするため、18歳以下の子等を扶養されている方が新たに「財形持家融資」を申し込む場合、当初5年間は、通常の貸付金利から0.2%を引き下げる特例措置を実施します。

■ 貸付金利

当初5年間は、お申しいただいた時点で適用される通常の金利から、0.2%引き下げた金利が適用されます。

■ お申込み受付期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日までの新規申込みが対象です。
この期間内でも、申込み状況などにより、特例措置を終了する場合があります。

■ 特例措置を受けることができる方

通常の財形持家融資の融資条件を満たしており、かつ、18歳以下の子などを扶養する勤労者（勤労者の配偶者が扶養している場合も含む）であれば今回の特例措置を受けることが可能です。

ただし、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置との併用はできません。

なお、財形持家融資制度のご利用に当たっては、お勤めの会社がこの制度を導入している必要があります。この制度を「転貸融資」といい、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施しています。

詳しくは下記へお問い合わせください



独立行政法人勤労者退職金共済機構

☎ 03-6731-2935

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/>

財形持家融資制度がない会社でも、勤務先から住宅についての援助（負担軽減措置）を受けることができる方は、独立行政法人住宅金融支援機構（融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）が実施する「財形住宅直接融資」に、個人で申し込める場合があります。

● 財形直接融資のお問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター

☎ 0120-0860-35（通話料無料） （048-615-0420）